



第 16-23 号 アメリカの ATM 詐欺対策

日本でも、金融機関の現金自動預払機（ATM）用のカードの磁気を盗み取ることにより偽造キャッシュカードを作成し、本人になりすまして銀行の ATM を利用して他人の口座から現金を盗み取る「スキミング詐欺」が問題となっていますが、アメリカでも、本人になりすまして他人の ATM カードやクレジットカードを使う「アイデンティティ盗用」は大きな社会問題となっています。本号では、やや専門的にはなりますが、アメリカの ID 盗用問題とその対策・規制などについてご紹介します。

1. アメリカの消費者を不正から守る法・規制

アイデンティティ盗用に関するアメリカの規制・法には次のようなものがあります。

① 電子資金移動法 (Electronic Funds Transfer Act) およびレギュレーション E 第 205.6 条：

アメリカでは、ATM カードの場合は、被害があつてから 2 営業日以内に銀行に届け出れば、被害者の損失は 50 ドル、つまり約 5 千円に限定される、という法・規制があります。また、被害者がついうっかりしていた場合でも、被害から 60 日以内であれば、被害者の損失の上限は 500 ドル、つまり約 5 万円に限定されます。ただし、被害があつても、60 日以内に銀行に被害の報告をしなかった場合は、その後の損失は保障されません。なお、米国では ATM キャッシュカードだけでなく、クレジットカードの場合でも、一定の条件を満たせば被害者の損失は 50 ドルに限定されるというルールがあります。

例：2005 年 1 月 1 日に ATM カードの磁気を盗まれ、1 月 10 日（月）に預金口座から 1,000 ドル盗まれた場合

- ・被害者は、2 営業日内、つまり 1 月 12 日（水）までに銀行に届け出た場合、被害者の損害は \$50 となり、残りの \$950 は銀行が負担する。
- ・仮に、その被害者が不正利用にしばらく気づかず、被害から 60 日以内の 2 月 10 日に銀行からの預金取引明細書を見て気づいて、銀行に届け出たとする。この場合は、被害者の負担は \$500、銀行の負担は \$500 となる。
- ・仮に、その被害者が 1 年間、銀行の取引明細を見ずに放置し、たまたま 2006 年の 1 月 1 日に被害に気づいたとする。この場合は、被害から 60 日以内に引き出された分、例えば 2 月 10 日に引き出された分については、被害者の負担は \$500 となり、残りは銀行が負担する。被害から最初の 60 日間を超えてから引き出された被害、例えば 4 月 1 日にもう \$1,000 盗まれた場合、この \$1,000 はまるまる被害者の被害となり、銀行は負担する義務はない。
- ・いずれにしても、顧客が被害を届け出た段階でその口座を閉鎖し、新しい口座を開いて新しいカードを得ることにより、古いカードは使えなくなるはず。よって、その後にもしまた被害があった場合は別の事件として取り扱われることになるでしょう。

② レギュレーションZおよびFACT法

クレジットカードによるID盗用についても、法や規制による規定があります。趣旨としては、クレジットカードを悪用された場合でも、被害者は適切に報告を行えば被害を\$50までに抑えることができます（レギュレーションZ）。なお、以前は悪用されたとはいえクレジットカードの債務を被害者がクレジットカード発行銀行に対して支払わなかった場合は、正当な支払いを行わなかった場合と同様に信用履歴上に残ってしまい、その後銀行から住宅ローン等を借りる場合に拒絶される場合もありました。被害者にとって、自分の信用履歴を正当な状況に戻すまでに膨大なエネルギーを費やしていました。この問題を解決するために、この2003年にできたばかりのFACT法では、被害者が不当な債務を支払わなかった場合は、信用履歴を管理するクレジットビューロ業者は、信用履歴レポートにその情報を掲載してはならないこと、また、消費者が自分が被害にあっていないかどうかを確認するために、本人が年1回信用履歴レポートを業者に請求する場合、それを無料とする、ということが規定されています。

2. 悪用されにくいハイテクATM・クレジットカード

日本では、ハイテクを駆使して、手のひらの血管の形などで本人を確認する生体認証型のATMキャッシュカードやICチップを組み込んだカードが話題となっているようですが、アメリカではそこまでお金をかけてATMキャッシュカードを作ろうとする銀行はほとんどないようです。米国では、今申し上げたような法や規制により、原則的に被害者の損害の大部分を銀行が保障するため、顧客側にとってもそこまでは不要、ということになります。また、テクノロジーの開発にはコストがかかります。銀行にとって、被害者への保障金額という被害が、技術開発のコストを上回ればアメリカの銀行も本気になってそうしたハイテクカード開発に着手するかもしれませんが、今のところは、そこまで大きな被害にはなっていないようです。アメリカの2003年のATM詐欺の被害額は約50億円となっており、クレジットカード被害の約2,400億円と比較するとそれでもかなり小さくなっています。

3. ATM引き出し限度額

上記のような法・規制により、銀行から見れば、ATM詐欺があった場合に損をするのはもっぱら銀行の方ですから、自衛の手段をとっています。具体的には、アメリカの銀行は、ATMで1日に引き出せる現金の額を日本円にしておよそ2万円～10万円などに抑えることにより、キャッシュカードが盗まれたとしてもその被害はそれほど大きくはならないようになっています。1日当りの引き出し限度額をいくらに設定するかは各銀行が独自の考えで定めています。ただし、その限度額がいくらなのかは口座開設時に顧客に開示する義務があります（レギュレーションE205.7(B)(4)）。この限度額を変更するように顧客が銀行に交渉することは可能ですが、限度額変更の実際の事例はさほど多くないようです。また、限度額は1日あたりで設定することが普通であり、週・月あたりで設定している事例はアメリカでもほとんどないようです。

アメリカでは、高額を支払いは小切手やクレジットカードで行うことが普通なので、多額の現金を持ち歩く習慣がないため、このような小額の現金でもやっていけるようになっています。

4. ATMパスワードの変更

ATMパスワード（暗証番号）の変更については、特に規制はありません。暗証番号の変更を窓口で受け付ける銀行もあれば、電話、ATM、インターネットなどで変更できる銀行もあります。多くの銀行ではATMで変更可能であるようです。

5. 金融機関にとっての留意点

ATM詐欺事件があった場合、アメリカでは多くの場合は銀行が損失の多くを被るわけですから、銀行業務上のオペレーショナルリスクとして小さくありません。米国の監督当局も、銀行がどのような犯罪防止対策をとっているのか、顧客に対してどのような啓蒙活動を行っているのか、疑わしい口座の動きについてどのように監視しているのか、などを検査等でチェックしているそうです。また、そうした不正事件のうち、約70%は銀行の内部の従業員が関与しているため、特に臨時に雇う職員については、バックグラウンドのチェックなどが必要となっています。また、銀行はお金を引き出されたことによる経済的な被害だけでなく、風評リスクにもつながりかねず、その後預金を集める場合に差し障りがある場合もあります。また、訴訟に巻き込まれれば、その結果がどうであれ、銀行にとっては膨大なエネルギーを費やさざるを得なくなります。

6. 消費者としての留意点

このように、アメリカではATM詐欺被害にあった場合でも、消費者の被害を限定することは可能です。ただし、被害に合わないにこしたことはありません。例えば、時々暗証番号を替えることは有力な自衛手段となります。また、月に一度はクレジットカードや預金口座の動きをチェックして、身に覚えのない取引や引き出しが入っていないかチェックすることも必要です。（日本の金融機関の場合は、明細式ではなく通帳式が多いと思いますので、顧客側が通帳記帳を長期間していなかった場合、被害にあってもすぐには気づかない恐れもありますので、注意が必要です。）言うまでも無く、被害にあったらただちに報告する必要があります。

また、フィッシング詐欺と言って銀行を装って暗証番号を聞き出そうとする犯罪者もいるようですので、特に暗証番号やパスワードなどは他人には教えないように注意する必要があります。

（文責：ニューヨーク駐在 Senior Analyst 青木 武）

[戻る](#)

取材協力：ニューヨーク連邦準備銀行、カンザスシティ連邦準備銀行

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的意見であり、必ずしも信金中央金庫の見解を反映させたものではありません。本レポートは、掲載時点における情報提供を目的としています。したがって施策実施・投資等についてはご自身の判断によってください。また、本稿は、執筆者が信頼できると考える各種データ等に基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証す

るものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。)